

あいとぴあレインボープラン  
狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画  
進捗管理

令和4年度報告書

## 目次

序章	はじめに	1
1	進捗管理	3
2	本報告書の構成	3
3	進捗評価の方法	3
4	進捗評価の流れ	5
第1章	進捗管理シート	7
第2章	委員会からの意見シート	31

## 序章 はじめに



## 1 進捗管理

市では、令和3年3月にあいとぴあレインボープラン(狛江市成年後見制度利用促進事業計画)(以下「本計画」という。)を策定し、「本人の意思を尊重し、「その人らしい」生活の実現を目指します。」を基本理念とし、この基本理念を踏まえた5つ基本目標を設定しました。

本計画の実効性を担保し着実な進展を図るため、前年度の取組状況について、狛江市福祉基本条例第26条第1項の規定により設置された狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会で、本計画の進捗状況の把握や評価を行うこととします。

## 2 本報告書の構成

### (1)進捗管理シート

市職員が計画に位置付けられた施策及び事業を着実に実施するとともに、当該年度における実施状況及び課題を市民に分かりやすく説明するため、重点施策に係る事業のうち新規に実施する事業等事業の進捗管理が必要と認められる事業について、当該年度に実施したことを「Do(実行)」の欄に、当該事業の実施結果を踏まえた重点施策の評価を3(2)で示す基準に従い「Check(評価)」の欄に、当該事業の課題及び改善点を「Act(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)」の欄に記載します。

### (2)委員会からの意見シート

(1)の進捗管理シートを踏まえて、狛江市市民福祉推進委員会からいただいたご意見を「委員会からの意見」の欄に記載し、次年度の施策の実施に反映させます。

## 3 進捗評価の方法

平成26年7月に、市が策定している計画の評価基準を4段階に統一し、取組の強化を図るべき評価の目安が示されたことを踏まえ、狛江市市民福祉推進委員会での議論、検討を行い、下記のとおり  
の評価基準とします。

### (1)評価方法

施策の方向性ごとに4段階で評価します。

(2) 評価基準

評価基準	評価指標
A (進捗している)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の70%以上を達成できた
B (現状維持)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の40%以上70%未満を達成できた
C (あまり進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の20%以上40%未満を達成できた
D (全く進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の0%以上20%未満を達成できた

具体的な施策の評価方法は次のとおりです。

**【例】 施策1に係る4つの事業の令和4(2022)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合**

		令和4年度の年次目標の達成状況
施策1	事業a	達成
	事業b	未達成
	事業c	未達成
	事業d	達成

この場合、事業aから事業dまでの令和4(2022)年度の達成率は2/4で50%となり、評価はBとします。

(3) 担当課について

あいとぴあレインボープラン狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画進捗管理 令和4年度報告書(案)を含む、各進捗計画管理報告書における各事業の「担当課」は以下のとおり表示します。

「担当課」欄に複数課が記載されている場合の順序は、狛江市組織規則(平成20年規則第3号)別表第1の順序とする。

**福**…福祉政策課 **相**…福祉相談課

#### 4 進捗評価の流れ

令和4年度の狛江市成年後見利用促進事業計画の進捗管理は、次表のとおり市民福祉推進委員会権利擁護小委員会において進捗評価を審議し、確定いたしました。

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	担当課による自己評価				権利擁護小委員会① 報告書(案)を審議		権利擁護小委員会 報告書(案)を確定	次期計画に反映		庁議 報告書を報告	報告書をHPに公開	





## 第1章 進捗管理シート



基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
1	目的・対象に応じた広報の充実								
	(1) 権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。								
	①	【拡充】権利擁護支援の必要性について、市民向けの分かりやすい広報活動を行います。						B	
	a	市民向けの分かりやすいリーフレット、チラシ等を作成し、配布します。	福	316	—	成年後見制度の説明だけではなく、広く権利擁護支援についての分かりやすいリーフレットを関係機関との連携のもと作成した。		作成したリーフレットを使って、市民向けに権利擁護支援についての理解を深められるよう周知していく。	
	b	市民向けの分かりやすいコンテンツを市公式ホームページに掲載し、周知します。	福	316	—	市公式ホームページに「権利擁護(成年後見制度など)に関する相談について」を掲載し、引き続き周知に努めた。		比較的若い世代へのホームページの周知を行い、相談対応等に活用する。また、相談支援機関等への周知も併せて行っていく。	
	c	狛江市まなび講座で実施している講座内容を充実させます。	福	317	—	講座内容の見直しの検討を行っていないため、講座内容の充実までに至っていない。		充実した講座となるよう見直しを進めていく。	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
1	目的・対象に応じた広報の充実								
	(1) 権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。								
	③	【新規】多様な媒体を活用した広報活動を行うとともに、地域で開催される多様な機会を活用して周知します。						B	
	a	チームに加わるのが想定される関係者向けに SNS 等を活用した広報活動を検討します。	福	317	—	チームに加わるのが想定される関係者向けの SNS 等を活用した広報活動の検討に至らなかったが、狛江市内権利擁護関係機関勉強会を活用して、チームに関わるのが想定される関係者向けの広報活動を行った。		必要に応じてLINEWORKS等を活用した広報活動の検討を行い、実施につなげていく。	
	b	介護予防の取組、障がい者週間のイベント等地域で開催される多様な機会に成年後見制度のみならず権利擁護支援に関する狛江市まなび講座を市民団体に周知します。	福	317	—	成年後見制度及び権利擁護支援に関する狛江市まなび講座について、申込みはなかった。		まずは市民に分かりやすいまなび講座の内容の検討を行い、様々な機会での周知につなげていく。	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善)	
	大	小								
1	目的・対象に応じた広報の充実									
	(2) 誰もが気軽に相談できる窓口を設置し、周知します。									
	①	【新規】支援を必要とする本人からの相談対応を充実させます。					B (再掲)			
	a	【再掲】基本目標1(1)③a(P10参照)								
	③	【拡充】市内の相談窓口を多様な媒体を活用して周知します。					B (再掲)			
	a	【再掲】基本目標1(1)①a(P9参照)								
	b	【再掲】基本目標1(1)①b(P9参照)								
2	本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実									
	(1) 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みを整備します。									
	①	【新規】市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携して、権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場及び仕組みを整備します。					B			
	a	狛江市権利擁護支援・検討会議を設置し、権利擁護支援についての判断を行います。	福	322	—	協議会において、狛江市権利擁護支援・検討会議(以下「支援・検討会議」という。)の試行実施を行った。				関係機関への周知・調整を行い、支援・検討会議の本格実施に向けた取組みを行っていく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実									
(1) 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みを整備します。									
	②		【新規】虐待や権利侵害に対応するため、支援・検討会議と既存会議との連携を進めます。					B	
	a		虐待や権利侵害に対応するため、支援・検討会議と既存会議との連携の在り方を検討・調整します。	福相	324	—	支援・検討会議と既存会議との連携方法等を検討する中で、個人情報の取扱いについて等の課題が明らかになった。		支援・検討会議の実施に向けた取組みの中で、個人情報の取扱いを含めた既存会議との連携について検討・調整を行っていく。
	⑤		【拡充】相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制(モニタリング)を構築します。					B	
	a		相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制(モニタリング)を構築します。	福相	325	—	権利擁護支援の必要性を判断した事例については、その後も継続して地域包括支援センターやケアマネジャー等が関わるが多いため、既存の対応でモニタリングを継続しているが、体制の構築までには至っていない。		権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制(モニタリング)の構築は、中核機関設置後に行っていく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2	本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実								
	(2) 意思決定支援の在り方を検討します。								
	②	【新規】本人を含めた家族、支援者等関係者が「本人の意思決定支援」の重要性を認識するための支援を行います。						A	
	a	チームで支援方針を検討する際、必要に応じて本人の意思決定支援についての検討を行います。本人の意思決定支援を踏まえた個別ケース会議を開催します。	相	327	—	個別ケース会議では、本人の意思を踏まえ、支援者がそれぞれの役割や専門的な立場から、本人の幸せが実現できるより良い支援方法を検討し、支援者間で合意を得たうえで本人へ伝え、意思決定の支援を行った。		本人にとってふさわしい意思決定が現場で行われているか、また、本人の意思決定が難しいときに、どのようにすればよいか、専門職の意見を踏まえて検討していく。	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実									
(3) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みを整備します。									
	①		【新規】適当な申立人、支援内容及び適切な候補者、候補者選任後のチームによる支援方針並びに申立に当たっての準備・役割分担を検討する仕組みを整備します。					B	
		a	支援・検討会議で成年後見制度の利用が適切であると判断された場合には、受任調整(マッチング)等、候補者選任後のチームによる支援方針及び申立に当たっての準備・役割分担の検討を行います。	福 相	329	—	支援・検討会議の試行実施を行い、権利擁護支援の必要性や成年後見制度の必要性の検討を行ったが、受任調整(マッチング)にまでは至らなかった。		支援・検討会議の実施に向けた取組みの中で受任調整(マッチング)等についても検討していく。
							支援・検討会議の試行実施を行い、権利擁護支援の必要性や成年後見制度の必要性の検討を行ったが、成年後見人等の支援の検討にまでは至らなかった。		支援・検討会議の実施に向けた取組みの中で成年後見人等の支援についても検討していく。



基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実									
(3) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みを整備します。									
	①		【新規】適当な申立人、支援内容及び適切な候補者、候補者選任後のチームによる支援方針並びに申立に当たっての準備・役割分担を検討する仕組みを整備します。					B (再掲)	
		b	狛江市高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議等既存の会議を活用して、受任調整(マッチング)等や後見人支援を行う事例検討を定期的に行います。	相	330	—	既存会議の高齢者支援及び障がい者支援のための個別ケース会議等で、実際の支援事例について受任調整等の検討を行った。		引き続き、支援の役割分担を明確にし、適切な支援方法について事例検討を行っていく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2	本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実								
	(4) 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に円滑に移行できるよう支援します。								
	①		【拡充】地域福祉権利擁護事業を利用している人が意思決定支援に基づき成年後見制度利用を含めた必要な支援への移行が円滑に行われるよう、情報共有、事例検討等により関係機関との連携強化に努めます。					A	
	a		地域福祉権利擁護事業の利用者が本人の意思に基づき、必要な支援が受けられるよう、既存の会議に積極的に参加し、関係機関との連携強化に努めます。(東社協の社協委託事業)	福	331	—	個別ケース会議やサービス担当者会議等本人に関わりのある会議に出席しており、関係機関との連携強化に努めている。		引き続き、会議に出席していくよう努める。
	②		【拡充】地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行に際しては、本人への事前の説明と意思決定支援の在り方等を検討します。					B	
	a		モニタリングや個別ケース会議等を通じて本人に必要な意思決定支援の在り方を検討するとともに、必要に応じてあんしん狛江運営委員会による専門的助言を活かした意思決定支援を実施します。	福	332	—	本人の意思決定支援のために必要な支援の在り方について支援関係者で協議を行った。また、あんしん狛江運営委員会において支援方針について専門的助言を得た。地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行は9件だった。		あんしん狛江運営委員会において、モニタリングや支援者間の会議を踏まえ、一人ひとりの意思決定支援の在り方の検討を行うことについては、中核機関の設置後に行っていく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進									
	(1) 本人、親族等による申立て支援に関わる相談支援を強化します。									
	①	【新規】本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備を検討します。					B	社協のあり方検討委員会による結果をもとに、本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備を含めた、社協全体の事業見直しを行っていく。		
	a	狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会(以下「協議会」といいます。)において本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備について協議し、協議結果を踏まえて体制を整備します。	福	334	—	本人や親族等による申立てに関わる相談があった場合には、社会福祉協議会において相談支援を行っているが、体制の整備には至らなかった。				
	②	【新規】本人や親族等に対し、申立て段階から相談支援を行うことを周知します。					B (再掲)			
	a	【再掲】基本目標1(1)①a(P9参照)								
	b	【再掲】基本目標1(1)①b(P9参照)								

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進								
	(2) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組みを整備します。								
	①	【新規】適切な成年後見人等候補者(親族、市民後見人、専門職、法人等)を推薦できるような仕組みづくりを進めます。						B	
	a	支援・検討会議で成年後見人等に求められる後見等事務を踏まえた適切な成年後見人等候補者の選定を行い、家庭裁判所に推薦します。	福相	337	—	協議会において支援・検討会議の試行実施を行ったが、成年後見制度の必要性の検討にとどまり、候補者の選定にまでは至らなかった。			社協に中核機関を設置後に社協(あんしん狛江)において支援・検討会議を実施する予定である。それまでは支援・検討会議の実施に向けた関係機関への周知等を行っていく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進								
	(3) 市民後見人を育成し、その活動を支援します。								
	①	【新規】市民後見人の育成について市の取組及びセンターとの協働の在り方を整理・検討し、市民後見人の育成を充実させます。						B	
	a	市民後見人の育成について市の取組及びセンターとの協働の在り方を整理・検討し、市民後見人の育成を充実させます。	福	342	—	センターの運営連絡会において、市民後見人の育成について構成5市及びセンターで意見交換を行った。育成についてはセンターで行い、その後の活躍支援について今後の課題となった。			センターでの市民後見人の養成を基本とし、その後の活動を支援するための仕組みの検討及び養成講座修了後、市民後見人を受任されていない方の活躍支援についても検討していく。
	②	【新規】市民後見人が受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、検討を行います。						B (再掲)	
	a	【再掲】基本目標3(2)①a(P18参照)							
	③	【新規】市民後見人の活動の支援について、市、関係機関及びセンターが連携して支援体制を整備します。						B	
	a	市民後見人の活動の支援について、市、関係機関及びセンターが連携して支援体制を検討し、整備します。	福	343	—	市民後見人の活動の支援については、現在はセンターが監督人として業務を行っており、きめ細やかなフォローを行っている。			市や関係機関との連携については、社協を中核機関とした上で、必要に応じて検討していく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進									
	(4) 法人後見実施機関の活動を支援します。									
	①	【新規】センターが受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、市とセンターによる協議を実施します。								
		a	狛江市権利擁護支援・検討会議での検討結果を踏まえ、センターが受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、市とセンターによる協議を実施します。	福	344	—	協議会において支援・検討会議の試行実施を行ったが、成年後見制度の必要性の検討にとどまり、どのような成年後見人等が受任することが相応しいかの議論にまでは至らなかった。	B	社協に中核機関を設置後に社協(あんしん狛江)において支援・検討会議を実施する予定である。それまでは支援・検討会議の実施に向けた関係機関への周知等を行っていく。	
②	【新規】協議会でセンター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件を検討し、その検討結果を踏まえて支援・検討会議で成年後見人等候補者の選定を行います。									
	a	センター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件を検討し、支援・検討会議で成年後見人等候補者の選定を行います。	福相	345	—	協議会において支援・検討会議の試行実施を行ったが、成年後見制度の必要性の検討にとどまり、候補者の選定にまでは至らなかった。	B	社協に中核機関を設置後に社協(あんしん狛江)において支援・検討会議を実施する予定である。それまでは支援・検討会議の実施に向けた関係機関への周知等を行っていく。		

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進									
	(5) 任意後見制度の利用等の相談対応力を高め、制度利用等の支援を検討します。									
	①	【新規】任意後見制度に関する相談対応力を高め、制度利用等の支援を検討します。							A	
	a	狛江市内権利擁護関係機関勉強会において、チームに加わることで想定される関係者向けに任意後見制度、民事信託等に関する研修を定期的実施します。	福	346	—	狛江市内権利擁護関係機関勉強会において、国の第二期計画を受けて主に本人に対する意思決定支援などの研修を行い、多くの成年後見人等に受講していただいている。		地域共生社会推進基本計画の策定に伴い実施した成年後見人等調査の結果も踏まえ、市内権利擁護関係機関勉強会のテーマをその時に必要とされる事柄、内容にしていく。		

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
4	成年後見人等への支援の充実								
	(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくりを進め、その活動を支援します。								
	①	【新規】本人と成年後見人等及び任意後見人を支援する「チーム」体制を構築します。						B	
	a	本人と成年後見人等又は任意後見人が孤立しないよう、本人の抱える状況に応じた関係者及び権利擁護支援関係機関による「チーム」体制を構築し、「チーム」による支援を行います。	福相	349	—	あんしん狛江、福祉相談課を中心に市内の関係機関が「チーム」としての支援を行っているが、体制を構築するまでには至っていない。			チームでの支援体制を仕組みとして構築するには、コーディネートを中心に行う機関が必要であるため、社協(あんしん狛江)に中核機関の設置を検討していく。



基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
4	成年後見人等への支援の充実								
	(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくりを進め、その活動を支援します。								
	②	【拡充】本人や家族が相談でき、成年後見人等及び任意後見人からの相談に応じられるような相談支援体制を整備します。						B	
	a	福祉総合相談窓口を中心とした包括的な相談支援体制を推進します。	福 相	350	—	・重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、「つなぐシート」で関係機関がつながり、包括的な相談支援の体制の基礎を整備した。 ・現在の福祉総合相談窓口等において、包括的な支援の取組みを行っている。			重層的支援体制整備事業については、実施初年度であり、今後上がってきた課題に対して改善点を検討していく。
	b	あんしん狛江運営委員会において、市、あんしん狛江、地域包括支援センター等の相談窓口で受けた相談内容について定期的に情報共有を行います。	福	350	—	市と地域包括支援センターで受けた相談内容について、必要に応じあんしん狛江運営委員会において助言を受け情報の共有をしている。			権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するにあたり、情報集約を行う機関が必要であるため、社協(あんしん狛江)に中核機関の設置を検討をしていく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
4	成年後見人等への支援の充実								
	(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくりを進め、その活動を支援します。								
	③	【拡充】成年後見人等及び任意後見人に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。						B	
	a	成年後見人等選任後、支援・検討会議においてモニタリングを行うとともに、本人や支援者、成年後見人等から相談があった際に支援(バックアップ)を行います。	福相	350	—	既存の対応で本人や対象者、成年後見人等へのモニタリングを行うとともに、相談があった際には支援(バックアップ)を行っているが、体制の構築までには至らなかった。			モニタリング・バックアップに関しても、被後見人等の情報を集約して、適切に対応していく機関が必要であるため、社協(あんしん狛江)に中核機関の設置を検討していく。
	⑤	【拡充】成年後見制度の利用に至らない市民に対し、必要に応じてその後の経過をモニタリングする仕組みを検討します。						B (再掲)	
	a	【再掲】基本目標2(1)⑤a(P12 参照)							

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
4	成年後見人等への支援の充実								
	(2) 親族後見人等への支援を充実させます。								
	①	【新規】相談対応の中で親族後見人等の支援ニーズを把握します。						A	
	a	市内相談窓口で親族(後見人)等が相談等で来所された際、アンケートを実施するとともに、その後も定期的にアンケートを実施することにより、親族(後見人)等の支援のニーズを把握し、効果的な支援につなげます。	福相	353	—	協議会において、アンケートの実施内容について協議した。		令和5年度の実施に向けて、市内相談窓口(あんしん泊江等)と実施方法について調整を進めていく。	
	②	【拡充】親族後見人等に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。						B (再掲)	
	a	【再掲】基本目標4(1)③a(P24 参照)							

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たった課題及び改善点)
	大	小							
		③	【新規】親族後見人等の活動への支援の在り方について検討します。					B	
		a	親族後見人等への支援の在り方について検討します。	福相	353	—	市内相談窓口等で関わりのある親族後見人等については支援を行っているが、市内親族後見人等の情報を把握している家庭裁判所からの情報提供がない中、支援の在り方について検討することが困難な状況にある。		引き続き、家庭裁判所に情報提供を求めていくとともに、次期計画に向けて国の第二期計画を踏まえて改めて検討していく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
5 地域における権利擁護支援の体制整備										
(1) 中核機関を整備し、中核機関としての機能分担を明確化します。										
	①	【新規】市の実情に応じ、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。					B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の第二期計画が策定され、中核機関の役割がより明確になったため、各々の機関での役割分担を明確にしている。</li> <li>・上記役割分担を踏まえた社協への中核機関の設置を検討していく。</li> </ul>		
	a	市、あんしん狛江及びセンターを中核機関とし、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。	福	354	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市・センターを中核機関とし、中核機関として担うべき具体的機能を分散して担っている。</li> <li>・社協を中核機関とするため、社協では、社協のあり方検討委員会において、中核機関のあり方を検討した。</li> </ul>				
(2) 成年後見制度利用支援事業を効果的に運用します。										
	①	【拡充】成年後見制度利用支援事業のより効果的な運用の在り方を検討します。					B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の成年後見制度利用支援事業の検討結果を踏まえて、補助要綱の改正について検討していく。</li> </ul>		
	a	成年後見制度利用支援事業のより効果的な運用の在り方を検討します。	福	356	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会での検討結果を踏まえ、市補助要綱の改正について検討を行ったが、国で成年後見制度利用支援事業について検討中であり、改正には至らなかった。</li> </ul>				

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
5	地域における権利擁護支援の体制整備									
	(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。									
	①	【新規】権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、運営します。					A			
		a	【再掲】基本目標4(1)①a(P22 参照)							
		b	市に狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会を設置し、必要な事項を協議します。	福	357	—	狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会が設置されており、支援・検討会議の試行実施や様々な事業の具体的な方向性等、必要な事項を協議した。		今後も協議会において必要な事項について協議していく。	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
5	地域における権利擁護支援の体制整備									
	(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。									
	①	【新規】権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、運営します。					A	引き続き運営連絡会を通じて連携を図っていく。		
	c	センター構成5市及びセンターで広域における協議会の設置及び市域における協議会との連携の在り方について検討します。	福	358	—	センター構成5市及びセンターで運営連絡会を定期的に開催し、調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画の進捗管理を行い、課題を把握し、連携の在り方について協議している。				
	d	【再掲】基本目標5(1)①a(P26 参照)								
	②	【拡充】専門職団体との連携の在り方について検討します。					B	今後も、専門職団体と連携を図っていく。		
	a	協議会で専門職団体との連携の在り方について検討します。	福	358	—	協議会では専門職団体との連携のあり方についての検討は行っていないが、社会福祉士会との連絡会を開催し、専門職団体との連携を図っている。				





## 第2章 委員会からの意見シート



基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
1	目的・対象に応じた広報の充実		
	(1) 権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。		
	①	【拡充】権利擁護支援の必要性について、市民向けの分かりやすい広報活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症基本法などの理念を踏まえると、権利擁護支援の必要性の1つとして自らの意思で日常生活や社会生活を営んでいく地域共生社会づくりに市民の参加を呼びかけていく視点が大切である。</li> <li>●市民という範囲には、例えば金融機関の職員や本人の日常生活に関わる小売事業者など様々な方が含まれ、そのような市民へのアプローチが大切である。</li> </ul>
	③	【新規】多様な媒体を活用した広報活動を行うとともに、地域で開催される多様な機会を活用して周知します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「狛江市まなび講座」をアピールして広く利用してもらえるようにする必要がある。</li> <li>●権利擁護支援に市民が関わる姿などを動画などで配信することも有効な周知方法と考える。</li> </ul>

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
1	目的・対象に応じた広報の充実		
	(2) 誰もが気軽に相談できる窓口を設置し、周知します。		
	①	【新規】支援を必要とする本人からの相談対応を充実させます。	本人から窓口に来るのを待つだけでなく、アウトリーチを通じて本人の支援ニーズを把握する相談対応も大切である。
	③	【拡充】市内の相談窓口を多様な媒体を活用して周知します。	同上
2	本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実		
	(1) 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みを整備します。		
	①	【新規】市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携して、権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場及び仕組みを整備します。	権利擁護支援や成年後見制度の必要性の検討にあたっては、成年後見制度ありきではなく、本人のエンパワメントや他の支援力の活用などの視点とその検討を通じた共通の方針に基づく権利擁護支援チームづくりが大切になる。
	②	【新規】虐待や権利侵害に対応するため、支援・検討会議と既存会議との連携を進めます。	共通の方針に基づく権利擁護支援チームづくりに合わせて市長申立の円滑な実施等の関係機関や庁内のより一層の共通理解を高めることも必要になってくると考える。
	⑤	【拡充】相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制(モニタリング)を構築します。	成年後見人の利用に至らなかった人については、成年後見制度以外による継続的な関わりの必要性の検討も必要である。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
2	本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実		
	(2) 意思決定支援の在り方を検討します。		
	②	【新規】本人を含めた家族、支援者等関係者が「本人の意思決定支援」の重要性を認識するための支援を行います。	本人や家族が「意思決定支援」を諦めてしまっているような場合もある。意思決定支援のプロセスと合わせて、在宅生活の継続に関わる障壁を取り除いていく、例えば、在宅医療の充実や ACP (AdvanceCarePlanning の略称。厚生労働省ではより馴染みやすい言葉となるよう「人生会議」という愛称で呼ぶこととしている。)の普及という視点も必要になってくると思われる。
	(3) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みを整備します。		
	①	【新規】適当な申立人、支援内容及び適切な候補者、候補者選任後のチームによる支援方針並びに申立に当たっての準備・役割分担を検討する仕組みを整備します。	成年後見人等候補者の受任調整も重要だが、まずは権利擁護支援の必要性や支援方針をきちんと検討できる仕組みを構築することが重要である。
	(4) 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に円滑に移行できるよう支援します。		
	①	【拡充】地域福祉権利擁護事業を利用している人が意思決定支援に基づき成年後見制度利用を含めた必要な支援への移行が円滑に行われるよう、情報共有、事例検討等により関係機関との連携強化に努めます。	支援者による会議に本人が参加し、本人とともに支援の方向性を考えていくことが大切である。
	②	【拡充】地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行に際しては、本人への事前の説明と意思決定支援の在り方等を検討します。	意思決定支援のプロセスに即した分かりやすい情報提供と環境づくりが大切である。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進		
	(1) 本人、親族等による申立て支援に関わる相談支援を強化します。		
	①	【新規】本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備を検討します。	中核機関としての機能の強化にあたっては、適切な支援に取り組むことのできる人員体制が重要である。
	②	【新規】本人や親族等に対し、申立て段階から相談支援を行うことを周知します。	申立て段階より前の段階からも相談支援できるような広報が重要である。
	(2) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組みを整備します。		
	①	【新規】適切な成年後見人等候補者(親族、専門職、市民後見人、法人等)を推薦できるような仕組みづくりを進めます。	中核機関としての整備にあたっては、市独自に市民後見人、法人後見の体制も合わせて強化していくことも必要である。
	(3) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組みを整備します。		
	①	【新規】市民後見人の育成について市の取組及びセンターとの協働の在り方を整理・検討し、市民後見人の育成を充実させます。	成年後見制度の受任に限らない、市民後見人の様々な活躍の機会を提供することや、福祉カレッジなど他の市民の担い手育成の取組みとも連携することを期待する。
	②	【新規】市民後見人が受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、検討を行います。	市民後見人の受任要件として、「財産管理が複雑でないこと」といった消極的要件を設定している市区町村が多いが、まずは市民後見人が受任することによるメリットの面から受任要件を設定し、受任の際、課題の対応について考えることが大切である。
	③	【新規】市民後見人の活動の支援について、市、関係機関及びセンターが連携して支援体制を整備します。	成年後見人の受任に限らない活躍の場が確保されるよう、期待する。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進		
	(4) 法人後見実施機関の活動を支援します。		
	①	【新規】センターが受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、市とセンターによる協議を実施します。	中核機関らしい法人後見の在り方を検討するとともに、多様な法人後見実施機関との連携が将来的には必要である。
	②	【新規】協議会でセンター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件を検討し、その検討結果を踏まえて支援・検討会議で成年後見人等候補者の選定を行います。	同上
	(5) 任意後見制度に関する相談対応力を高め、制度利用等の支援を検討します。		
①	【新規】任意後見制度に関する相談対応力を高め、制度利用等の支援を検討します。	総務省による身元保証制度をめぐる課題提起も踏まえ、市民ニーズを把握しながらの検討が必要である。	

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
4	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進		
	(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくりを進め、その活動を支援します。		
	①	【新規】本人と成年後見人等及び任意後見人を支援する「チーム」体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●体制を構築するには至っていないものの、後見業務をしている立場としてはチームとしての支援をかなりいただけていると感じる。今後もあんしん狛江を中心にチームの構築とチームによる支援を継続していただきたい。</li> <li>●中核機関にあたって、チーム支援のできる人員体制による実施体制も重要である。</li> </ul>
	②	【拡充】本人や家族が相談でき、成年後見人等及び任意後見人からの相談に応じられるような相談支援体制を整備します。	成年後見人等からの相談に適切に対応するためには専門職の関与があったほうが良いケースが多々出てくるのが想定される。
	③	【拡充】成年後見人等及び任意後見人に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。	同上
	⑤	【拡充】成年後見制度の利用に至らない市民に対し、必要に応じてその後の経過をモニタリングする仕組みを検討します。	重層的支援体制整備事業との連携も重要になる。



基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
4	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進		
	(2) 親族後見人等への支援を充実させます。		
	①	【新規】相談対応の中で親族後見人等の支援ニーズを把握します。	親族後見人へのサポートにあたっては専門職からの協力も有効である。
	②	【拡充】親族後見人等に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。	同上
	③	【新規】親族後見人等の活動への支援の在り方について検討します。	親族後見人同士がお互いに情報を交換できたりすることも大切である。
5	地域における権利擁護支援の体制整備		
	(1) 中核機関を整備し、中核機関としての機能分担を明確化します。		
	①	【新規】市の実情に応じ、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。	機能を分散するにあたっては、中核機関同士の連携を図ることが重要である。
	(2) 成年後見制度利用支援事業を効果的に運用します。		
	①	【拡充】成年後見制度利用支援事業のより効果的な運用の在り方を検討します。	中核機関の機能として、権利擁護支援の必要な人が確実に権利擁護支援の制度を利用できるためにも重要な取り組みである。
	(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。		
	①	【新規】権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、運営します。	重層的支援体制整備事業と連携した地域共生社会づくりの視点が重要である。
	②	【拡充】専門職団体との連携の在り方について検討します。	専門職団体との連携は引き続き重要な取り組みと考える。



刊行物番号 R5-43

あいとぴあレインボープラン  
(狛江市第1期成年後見利用促進事業計画)

進捗管理

令和4年度報告書

令和6年3月発行

発行 狛江市

編集 狛江市福祉保健部福祉政策課

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03-3430-1111(代)

頒布価格 60円